

## 6 所得割額の確認方法

◆「特別徴収税額通知書（納税義務者用）」や◆「納税通知書」で、補助金の判定基準となるおおよその所得割額の確認ができます。

◆「特別徴収税額の決定通知書」 ※特別徴収（会社勤務など）の方に勤務先から6月頃配布されます。

令和〇〇年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)										
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当	先物取引
所得	給与所得	所得区分	所得金額①							
所得	雑損	障・寡・勤								
所得	医療費	配偶者								
所得	社会保険料	配偶者控除								
所得	小規模企業共済	扶養基礎								
所得	生命保険料	基礎								
所得	地震保険料	所得控除合計②								
(摘要)										
市民税	税額控除前所得割額④	(A)								
市民税	税額控除額⑤									
市民税	所得割額⑥									
市民税	均等割額⑦									
市民税	特別徴収税額⑧									
市民税	控除不足額⑨									
市民税	既充当額⑩									
市民税	差引納付額(⑧-⑩-⑨)									
市民税	変更前税額⑫									
市民税	増減額(⑧-⑫)									
市民税	変更月									

《保育料を算定する際のおおよその市民税所得割額》  
**市民税の税額控除前所得割額(A)から調整控除額を控除した額で算定**  
 (⑤税額控除額には調整控除以外の控除も含まれている可能性があります。)  
 ※詳しくはこども課子育て支援担当にお問合せください。

◆「納税通知書」 ※普通徴収（自営業、国民健康保険など）の方に市から6月中旬頃郵送されます。

令和〇〇年度 市民税 税額決定 通知書		市民税 納税	
所得	肉用牛の売却価格 ⑩	(A)	
所得	小計 ⑪		
所得	調整控除額 ⑫		
所得	配当控除額 ⑬		
所得	住宅借入金等特別税額控除額 ⑭		
所得	寄付金税額控除額 ⑮		
所得	外国税額控除額等 ⑯		
所得	配当割額・株式等譲渡所得割額控除額 ⑰		

  

(A) 税額控除前所得割額 ④	-	調整控除額	=	所得割額
-----------------	---	-------	---	------

  

(A) 小計 ⑪	-	調整控除額 ⑫	=	所得割額
----------	---	---------	---	------